

「糺の森」第3期整備計画について

賀茂御祖神社（下鴨神社）社務所

1. 賀茂御祖神社（通称 下鴨神社）境内「糺の森」の変遷

「古都京都の文化財」として世界遺産文化遺産に登録されている、賀茂御祖神社（通称下鴨神社）境内、史跡「糺の森」は、京都市の中央に位置する鴨川と高野川が合流する三角州の一角に位置し、124,000㎡の面積に紀元前3世紀ごろの山代原野の原生樹林と同じ植生が群生し、古代からの人々と森林（自然）に関わる遺跡や遺物が現存する、学術的・歴史的に貴重な森林です。

また、「糺の森」には、国宝2棟・重要文化財53棟・重要社殿35棟、計85棟の建造物群を有し、長元9年（1036）に「式年遷宮」の宣旨を賜って以来、21年毎に建物を造替する式年遷宮の制度が現在までも引き継がれております。

「糺の森」が現在に至るまでには、さまざまな変遷があり、歴史的には建武の乱、応仁・文明の乱の兵火によって、社殿と糺の森が焼亡するなど大きな被害を受けております。特に甚大な影響を受けたのは、明治4年（1871）の上知令であり、神社の社殿まわりのみを残し、その他全体を国に上知（地）されました。

上知の対象となったのは当時の境内地22町9反5畝5歩（約227,619㎡）から、現在の面積にまでに縮小され、下鴨神社の社領、社殿、宝物、史料、典籍、文書等の管理や神官・洛中の公卿の師弟を教育する学校、社殿造営などに携わる絵師、宮大工、塗師などの社職の役所などを全て統括する機能とされていた鴨社公文所をはじめ、慶長年間頃から形成されてきた社家町も上知の対象となり、古代からの下鴨神社の歴史を伝える数多くの遺跡や記念物をはじめ、祭祀齋行に関わる重要な建造物も上知の対象となり、多くの文化財や旧跡を消滅させる結果となりました。

さらに、大正9年（1920）頃の大規模な土地区画整理事業による道路開発、昭和16年頃に実施された下鴨本通拡幅事業により、大半の社家屋敷が解体され社家町が消滅するなど、神社周辺の景観を大きく変化させる一因となりました。現在では、当時の社家屋敷の遺構をとどめるのは下鴨本通沿いの鴨脚家と神社表参道沿の旧浅田家（公文所絵所預）の2家のみが現存しております。

2. 歴史遺産登録と「糺の森」の整備（建造物修理と記念物整備事業）

平安時代から連綿として続く伝統祭儀の式年遷宮については、明治35年に本殿以下32棟が特別保護建造物に指定されて以来、屋根葺替や腐食部取替工事などの修造にて遷宮事業としております。指定建造物については、国庫補助事業として取り進めておりますが、未指定建造物の修理費については、全てが自己負担となり、その費用は高額を要していません。

世界遺産登録がなされた平成6年(1994)は、下鴨神社にとって前回の遷宮行事である第33回式年遷宮が執り行われた記念すべき年でもあります。この行事を行うに当たって荒廃した糺の森を復元・整備するため、遷宮に先立つ平成2年より、境内地を5期に区分して順次整備をしていくことといたしました。

まず第1期整備事業として、本殿南側で表参道及びその東側部分を20年の歳月をかけて復元・整備いたしました。次に第2期整備事業として、表参道西側の旧神宮寺及びその周辺地域の復元・整備を平成24年より開始いたしております。いずれも世界遺産の区域で文化財に指定されていることから、国からの多大なる補助を受けて実施することが出来ております。今後、第1・2期事業の南側の御蔭通以南を第3期として、また、本殿周囲を第4期と第5期に分けて順次整備していく予定であります。

これらの事業を着実に実施していくため、平成20年度より全国的な募金事業を開始しておりますが、(リーマンショック後の)昨今の厳しい経済状況での募金活動は大きな進捗がない状態であります。

3. 第3期整備地(御蔭通南側)の現状

現在の第3期整備地の現状は、戦前、神職の社宅であったのを戦後の財政難から、表参道西側部分には昭和から平成初期にかけて収益を得るためゴルフ練習場の施設がありましたが、現在ではその大半をアスファルトで舗装された青空駐車場、一部を資材置き場として利用しており、東側には築46年が経過した鉄筋コンクリート造3階建ての研修道場(昭和43年竣工、延床面積1,955㎡)があり、老朽化が進み、耐震性に問題がある状況です。さらに、周辺の樹木の保存状態は管理もままならない状況であるため、糺の森の植生以外の樹木が生い茂り荒れた状態となっており、下鴨神社にふさわしいとは決して言えない景観を呈しております。

また、研修道場の南側(泉川南面)には、下鴨神社の社家町の遺構を残す旧浅田家の社家屋敷が隣接しており、一ノ鳥居西側には平成23年に重要文化財に指定された旧三井家下鴨別邸が有ります。

このような場所でありながら第3期の整備地は、文化財指定地ではなく世界遺産の区域からも外れているため、古来から糺の森の一角を占めているにもかかわらず、残念ながら国の支援を受けることができず、当神社独自の事業として整備していかなければならない状況であります。

4. 第3期整備計画について

第3期の糺の森整備計画地は、世界文化遺産の隣接地であるため、京都市関係部局とも協議し、京都市景観計画に基づき世界遺産のバッファゾーン整備として計画致しました。具体的な整備内容は下記の①～③としています。

① 世界遺産・下鴨神社の社叢林整備

樹木が生い茂り荒れた状態の樹木を整理したのちに、糺の森の後継樹であるニレ科樹木を植栽し、世界遺産下鴨神社の社叢林として、世界遺産の一体化を図ります。

② 失った社家町の景観保全

研修道場の南側（泉川南面）の旧浅田家（鴨社公文所絵所）社家屋敷は、近年になって取り壊しの危機となったため、神社側が古い遺構を残す前面部分約100坪を取得致しました。本整備計画では、社家屋敷の保存と併せて周囲の景観を整備致します。

③ 糺の森に佇み、将来の下鴨神社を支える住まい(和風集合住宅)の整備

糺の森に有する文化財の修理及び維持管理の継続と、社家町に住まわれていたような協力者（世界遺産の保全活動）の定住促進のため、さらには、事業者からも環境保全の負担を前提とした和風集合住宅の整備を致します。この計画は、集合住宅に住まえる区分所有者は、下鴨神社の伝統や歴史さらには、糺の森への関心がある方々に呼びかけることにより、葵祭（賀茂祭）をはじめとする下鴨神社の伝統祭事の支援者となっていただくべき、今後の世界遺産保全活動への協力者に居住いただき、下鴨神社の風景を造る住人とした、居住地域の整備を致します。

【ご参考図面は、別紙の通りでございます】